

米国国立公文書館における秘密情報の利用制限： 情報自由法・プライバシー法成立以前を中心に

坂口 貴弘†

1. はじめに

近代日本に欧州のアーカイブズ制度を紹介した最初期の論考の一つは、パチカン秘密文書館で公開された外交文書を取り上げたものであった。1892年5月にパチカンを訪れた箕作元八は、その9年前に資料公開を開始した秘密文書館が所蔵する後明朝からローマ法王宛の外交文書（1650年）を紹介した上で、次のように付言している。

欧洲各国には皆記録局の設あり（中略）但し従前は秘密を守り、衆人の閲覧を許さざりしが、現今は政略上差支なき限りは、特に借覧瞻写することを許し、秘中の秘と称する法王の記録所も、今や漸く其の鑰を開きたり⁽¹⁾

ここにみられるように、欧州諸国の国立公文書館が、かつて秘密であったものを含む公文書を単に保存するのみならず、それを一般に公開していることは、明治期より歴史研究者らによってしばしば紹介されてきた。このような認識のもと、国や地方における文書館の設置と近代公文書の保存・公開を求める運動が粘り強く進められ、1971年に国立公文書館が開館をみている。しかし同館に移管され公開される公文書は、諸外国の公文書館に比して質量ともに見劣りするとの指摘もなされてきた。このような状況を改革し、かつ情報公開制

度と車の両輪ともいわれる公文書管理を適正化すべく、2009年に公文書管理法が成立している。

一方で、防衛・外交情報等の特定秘密の類型とその管理体制・方法等を規定した法律として、2014年に特定秘密保護法が施行された。その運用次第では、行政機関によって特定秘密を含むとされた公文書等が国立公文書館へ移管されることなく廃棄処分となり、政府アーカイブズの保存・公開に深刻な影響を及ぼしかねないことが懸念されている⁽²⁾。

ところで、情報公開、個人情報保護、秘密保護などの「情報へのアクセス」をめぐる諸制度の整備に際しては、米国連邦政府の法令・規範が代表的モデルの一つとして参照されてきた。だが、これらとともに米国の情報アクセス制度の一角を占めるアーカイブズの公開システムが、いかなる展開を経て現在の姿をとるに至ったかについては、これまで綿密な分析が尽くされてきたとはいえない。第二次世界大戦後、米国国立公文書館は戦時中の軍事情報も含めた膨大な公文書の移管・公開を、1966年の情報自由法制定より前から実現していた。これらの移管・公開の促進に少なからず寄与してきたのが、一般人による利用に一定の制限を課す仕組み（本稿では「利用制限」と総称する）の存在であった。そこで本稿では、こういったアーカイブズ利用制限の制度や方法論が、米国連邦政

† 京都大学大学文書館助教

府においていかなる変容を遂げてきたかについて検討したい。

米国の情報自由法 (Freedom of Information Act (FOIA))⁽³⁾ やプライバシー法 (Privacy Act)⁽⁴⁾、機密保護制度など、関連する諸制度の形成過程については、法学的見地からの研究成果も多い。ただ、その大半は現用の公文書を対象としており、アーカイブズ機関における資料公開との関係に着目した分析はほとんどなされてこなかった。アーカイブズの視点から米国国立公文書館における利用制限を取り上げた論考もあるが⁽⁵⁾、現行制度の紹介が中心であり、それが成立するに至った過程は十分に論じられていない。また米国においても、個々のアーカイブズ機関や事例を取り上げた先行研究は豊富だが⁽⁶⁾、同国のアーカイブズにおける利用制限の変容を一次資料に基づき包括的に論じたものは見出しがたい状況にある。

ところで、諸外国におけるアーカイブズ資料の利用制限については、いわゆる30年原則 (ルール) が広く知られている。これは1968年の国際アーカイブズ評議会 (International Council on Archives (ICA)) 大会での決議勧告であり、その後日本を含む各国に影響を与えた⁽⁷⁾。しかし、米国を含む欧米諸国の公文書館では、30年原則の勧告以前から何らかの利用制限の仕組みが徐々に形成されつつあった。従ってこれらの国々の利用制限を分析する際には、30年原則とは別に、個々の制度の成立過程に立ち戻っての慎重な検討が必要となる。

そこで本稿では、先行研究を踏まえ、かつ米国国立公文書館などが所蔵する一次資料も参照しつつ、同館所蔵資料の利用制限をめぐる変容の過程を包括的に検討する。特に、1934年の国立公文書館設立から、情報自由法の改正やプライバシー法の制定が集中的に行われる1974年までの時期に焦点を当てる。なお、本稿の課題に関しては1975年以後も数回にわたる大規模な制度改正が行われているため、近年・現在の動向については現行の

法令や他の論考等を参照されたい。

本稿で取り上げるアメリカ合衆国の国立公文書館は、1949年にNational ArchivesからNational Archives and Records Service (NARS)へ改組されているが、以下では両者を区別せずに「国立公文書館」と表記する。また「利用制限」(restrictions on use)は、利用者を限定する場合 (例：政府職員のみ) と、文書の内容・年代・作成からの経過期間などに基づき利用を限定する場合とを包括する語として用い、全部非公開と一部公開の両方を指すものとする。ただし、資料の物理的状态による利用制限については本稿では扱わない。

2. 国立公文書館設立当初における利用制限

2.1 国立公文書館の設立と利用制限

米国では、1934年の国立公文書館設立のはるか前から、図書館や歴史協会において建国の功労者や歴史的事件に関する一次資料を収集し、保存し、公開することが行われてきた。それらの資料の公表は、翻刻・編纂された史料集や編年目録の形をとるのが一般的だったが、19世紀後半以降、実証的歴史学の訓練を受けた研究者の間では、原資料を閲覧できる施設の必要性が認識され始める。その際、古文書ばかりでなく、従来は無視されがちであった連邦政府や州の公文書についても保存・公開を求める動きが起こるようになった。

国立公文書館の設立運動を主導した歴史研究者の一人であるウォルド・リーランド (Waldo G. Leland) は、1912年の論文の中で、公文書の利用制限に関する議会図書館古文書部長の見解を紹介している。これは元々、2年前にベルギーのブリュッセルで開かれたアーキビストの国際会議で発表されたものであった。それは以下のような内容である。

・一過性の出来事に関する文書は、その完了後に秘密を解除する

- ・政治的事件に関する文書は、その公開が世論を刺激する危険が去ったら公開する
- ・個人情報を含む文書は、2世代を経た時点で秘密を解除する
- ・国際関係に関する文書で、交渉中の事項に関するもの、国家間の友好を損なう情報を含むものは、秘密のままとする
- ・政府の利益を損ないかねない情報を含む文書は、秘密のままとする⁽⁸⁾

すなわち、政治的な内容や個人情報であっても、「時の経過」に伴って徐々に公開していくという考え方が、20世紀初頭の時点で既に示されていたことになる。ただし、非公開年数の設定には曖昧さがあり、また外交文書や国家の利益に関する文書は永久に非公開とすることが想定されていた。

1934年6月に成立した国立公文書館を設置する法律（以下「国立公文書館法」）の第3条は、「国立公文書館長は、同館施設に収められた資料の編成・管理・利用・貸出に関する規則を定める権限を有する」と規定しており、移管済み文書の公開の可否を館長に委ねている。しかし、同条の但書きでは、政府機関の長はその任期中、移管した文書の中で彼が望ましいと考える秘密資料（confidential matter）を、公務員や民間人による調査・閲覧の対象から除外しうることが規定された⁽⁹⁾。非公開とする「秘密資料」の指定を移管元機関に委ねたこの規定が、同館の設立時点における唯一の利用制限条項として機能することになる。

2.2 利用規則の制定

国立公文書館設立後、初代のレファレンス部長に就任したネルソン・ラッセル（Nelson Russell）らは、閲覧室のオープンに先立ち、まず諸外国及び国内のアーカイブズ機関の資料利用規則について調査することから始めた。1935年の11月には、国内の8つの図書館、9つの歴史協会、3つの州

公文書館を視察し、閲覧室の設備や資料の盗難防止対策などを含む諸課題について検討している⁽¹⁰⁾。

これらの調査と並行して、ラッセルは同年9月に館長に対し、閲覧室規則に関する案を提出した。その中で彼はこう述べている。

一定の利用制限は必要であり、厳格に実施されるべきだが、利用者が厳しい監視の対象であるような考え方は必要ない。真の歴史的な態度とは、（利用者を対象とするのではなく＝引用者注）国立公文書館を対象とした規則を作ることであると信じる。そもそも、国立公文書館の資料は公共の資産であり、我々がその利用を制限すれば、託された信頼に対して不誠実であることになる。

このようにラッセルは、資料は公開を原則とすべきという基本的な考え方に立った上で、具体的な規則案を提示している。その中には、「秘密文書の調査を拒否できる政府の権限に従うならば、正当な政府職員及び研究者は全ての資料に自由にアクセスできる」という条項があった。しかし、同館事業部長室でファイルされたこの規則案をみると、この条項の箇所には「out」という書き込みがあり、完成した規則にも同項は盛り込まれていない⁽¹¹⁾。すなわち、自由なアクセスの原則及び利用制限について、開館当初の規則に明記することは回避されたのである。

結局、1936年12月18日に制定された「米国国立公文書館所蔵文書の利用に関する規則」には、利用制限の範囲についての条項はなく、開館時間、請求方法、資料の慎重な取り扱いなど、利用者を対象とした一般的注意事項が列挙されるにとどまった。その一方では、紹介状を必要とする場合があるものの、外国人や未成年者も利用できるという平等閲覧の方針が記されている⁽¹²⁾。

国立公文書館の設立から数年が経つと、同館の

内部組織は再編され、おおむね文書の移管元機関である省庁等に対応した部門が成立する。各機関から移管される文書の利用の可否は、それぞれを担当する部門の担当者に判断が委ねられる部分が大きかった。1940年6月時点の館内用処務手引の草案によれば、利用制限に影響を及ぼす法令（前述の国立公文書館法第3条を含む）や館長が定めた規則に精通することは各部門の長の責務であるとした上で、現在は制限されていないが利用者によって誤って利用される可能性がある文書に常に注意しなければならないとしている⁽¹³⁾。

また1941年、連邦政府の職員向けに同館が作成した移管等の手続きに関する手引書は、国立公文書館法第3条の規定による利用制限が望ましいと移管元の職員が考える場合は、移管を申請する書類の中にそのことを記載するよう求めている⁽¹⁴⁾。この頃は、どのような情報を利用制限の対象とすべきかについて、館内にノウハウは蓄積されておらず、各機関の意見を聴取しつつ模索していた時期と考えることができる。

2.3 第二次世界大戦下の利用制限

第二次世界大戦がヨーロッパ戦線において拡大しつつあった1940年3月22日、フランクリン・ルーズベルト大統領が出した大統領令8381号は、大戦中の軍事機密情報の保護に関する基本的法令であり、後述する一連の大統領令の起点に位置づけられるものである。そこでは、「全ての陸海軍の書籍、パンフレット、文書、図画、写真、契約書、明細書で、権限に基づき、もしくは陸軍長官または海軍長官の指令により機密（secret）、秘密（confidential）、制限（restricted）と指定されたもの、及び大統領の承認または指令により今後のように指定されるもの」が保護の対象となっている⁽¹⁵⁾。

翌年の秋、国立公文書館は政府機関のレコード・マネジメントの改善に取り組む文書管理事業

（records administration program）を開始した。その一環として、公務員委員会が主催する省庁間文書管理会議（Interagency Records Administration Conference）を支援し、レコード・マネジメント担当者間の意見交換の場を設けている⁽¹⁶⁾。同会議は「文書保安」（document security）という名の下部組織を設け、第二次世界大戦に参戦した米国政府の戦時政策の中にこの問題を位置づけようとした。

複数の戦争関連機関の職員から構成された文書保安部会では、国立公文書館の事業部長ドーシー・ハイド（Dorsey Hyde）が委員長を務め、1944年6月に報告書を取りまとめている。報告書の冒頭では、第一次世界大戦以後、文書保安の問題が顕在化してきたが、極めて重要な公文書の多くが不適切に管理されており、誤配置や紛失のケースも多いとした上で、このような事態は効果的な行政にとって深刻な損害であるばかりか、資料が敵の手に渡る恐れがあるとの危機感を表明する。

一方では、民主主義の精神の発達に伴い、歴史的には全ての政府文書を（必要な例外を設けつつ）一般に公開するという傾向が強まってきたことに言及し、「文書を適切に管理しなかったために非難される政府機関もある一方で、研究者らが文書を参照するのを困難にし、あるいはアクセスを拒否したために非難される機関もある。文書保安の問題全体について慎重な検討が必要であり、連邦政府の文書保護についての標準的な規則と手順が必要である」と主張する。

文書保安の構成要素として、文書の機密指定、登録、ファイリングと安全な保管、利用の統制、配信の統制、処分を挙げている。これらは当時におけるレコード・マネジメントの領域ともほぼ一致しており、それを戦時下の要請を反映して言い換えたのが「文書保安」の概念であるとも解釈できよう。

文書保安の構成要素のうち、「利用の統制」に

については次のように述べている。

全ての文書管理業務の直接の目的は、全ての権限のある公務員が必要な情報を直ちに入手できるようにすることである。しかし、特定の種類の文書は、少なくとも相当の期間が経過するまでは、正当な必要のない政府職員または一般国民が利用できるべきではない⁽¹⁷⁾

このように、文書管理の目的は文書へのアクセスの迅速化にあることを確認し、「少なくとも相当の期間が経過するまでは」と、利用制限には期限を設けるべきであることを補足している。戦時体制下の制約の中で、機密の保護とのバランスを慎重にとりつつ、その将来的な公開の可能性を志向していた姿勢をみてとることができる。

2.4 国立公文書館法の改正

第二次大戦後の1948年3月3日、国立公文書館法が改正された。ここでの改正事項の大半は利用制限について扱ったものであったが、特に前述の第3条の改正が重要である。

この改正では、国立公文書館長が管理する文書の利用に制限を課す政府機関の長の権限が廃止された。その代わりに、移管元機関の長が、制限は「公益の観点から必要または望ましい」と書面により指定する場合、館長は文書の移管の時点で制限を課さなければならない。この制限は、移管元機関の長が書面で同意しない限り、または当該機関が廃止されない限り、解除または緩和してはならないとされた（第3条但書）。つまり、移管元機関の長の任期にかかわらず、ひとたび課された利用制限は自動的に継続されることになり、機関の長の交代に伴う制限の再設定を不要とする措置がとられたのである。

なお、この改正前に課されていた制限は、本条項に基づく解除または修正までの間は有効とされ

た（第3条但書）。また、一般の利用者だけでなく、国立公文書館のスタッフもまた、利用制限に服する必要があることを明記している（第6条a）⁽¹⁸⁾。

1948年の国立公文書館法改正は、全体として利用制限の強化を図るものであった。大戦が終結し、戦時期文書の移管が大規模に進められていた状況下で、同館の資料管理・公開に対する移管元機関の懸念に対応し、受入れ態勢の整備と利用制限設定の効率化を図ることに改正の主眼が置かれていたと考えることができる。

3. 利用制限の実際：

国立公文書館資料ガイドの分析

この頃、第二次世界大戦中の文書を受け入れ始めた国立公文書館では、具体的にどのような文書に対してどのような利用制限を課していたのか。以下では、同館が1948年に刊行した『国立公文書館資料ガイド』（以下「ガイド」）⁽¹⁹⁾をもとに、その実態を分析する。

このガイドは、1947年6月時点で同館が受け入れていた資料全体の概要を1冊にまとめたものである。同館の所蔵資料編成の基本単位であるレコードグループ（Record Group）ごとに、その名称、作成機関の沿革、文書の伝来、含まれる資料群（サブグループ及びシリーズ）などを記述している⁽²⁰⁾。

以下で分析の対象とするのは、ガイドの付録B「文書の利用制限」（Restrictions on the Use of Records）にまとめられた利用制限の内容である。この付録では、ガイドに掲載したレコードグループのうち、何らかの利用制限が課された文書を含むものを抽出し、その対象や制限の内容などを記載している。ここではその内容について、（1）利用制限の対象、（2）利用制限の類型、（3）利用制限の時期、（4）利用のための条件、の順に検討していきたい。

（１）利用制限の対象

国立公文書館の所蔵資料のうち、どの程度が利用制限の対象となっていたのか。1948年版のガイドは、247件のレコードグループに関する記述を収録している。そのうち、利用制限が課された文書を含むものとして付録Bに記載されているのは半数近くの115件（47％）である。ただし、レコードグループごとの書架延長や点数には大きな差異があるため、国立公文書館の所蔵資料全体の半数弱について利用が制限されていたと単純にいうことはできない。

また、付録Bに記載のある115件の中でも、一つのレコードグループ全体に共通する内容の利用制限が課されているのは19件であった。それ以外については、レコードグループの一部分にのみ利用制限が課されている。

もっとも、付録Bの序文は、「特定のレコードグループの全てまたは一部の文書についての以下に示した制限に加えて、一般に適用される制限がある」と記しており、付録Bに記載のない132件のレコードグループについても、関連法令に基づいて館長が利用を制限する場合があるとしている⁽²¹⁾。

（２）利用制限の類型

どのような文書に対して利用制限が課せられていたのか。この頃、国立公文書館に勤務していたセオドア・シェレンバーグ（Theodore R. Schellenberg）は、その主著『モダン・アーカイブズ』（1956年）の中で利用制限の問題を論じている。彼は公益の観点から利用が制限されうる情報を「軍事情報」「外交情報」「商業情報」「個人情報」の4類型に分類した上で、商業情報や個人情報は軍事情報・外交情報に比べて非公開とする期間を短くすべきとしている⁽²²⁾。以下ではシェレンバーグの示した4類型に基づき、利用制限の類型と傾向を概観したい。

付録Bに収録されたレコードグループは115件

だが、同一のレコードグループ内でも、文書群ごとに異なる種類の利用制限が課せられているものもあり、それらを別々に扱った場合は188件となる。このうち、各文書群の移管元機関名や付録Bの記述を参考に、利用制限の内容を前述の4類型に分類し集計したところ、軍事情報を含むものが107件（57％）、外交情報を含むものが21件（11％）、個人情報を含むものが35件（19％）、商業情報を含むものが25件（13％）となった。

軍事情報を含む文書の利用制限件数が半分以上を占めているのは、陸軍省・海軍省からの移管文書が、省全体で一つのレコードグループを構成するのではなく、その下部組織である局・室等ごとに個別のレコードグループを構成していたことも影響している。見方を変えれば、利用が制限されていたとはいえ、第二次世界大戦終戦からわずか3年にして大量の軍事関連文書が国立公文書館へ移管され、ガイドによってその存在が公表されていたことは注目に値しよう。

その他の種類の情報を含む文書の例としては、以下のものが挙げられる。

・外交情報

国務省や海外統治領室、外国経済委員会などから移管された諸外国との通信や外交政策に関する文書

・商業情報

農業経済局、州間通商委員会、市場調査室などから移管された民間企業からの提出資料や調査報告書

・個人情報

退役軍人局、国勢調査局、移民・帰化局、公務員委員会などから移管された個人別ファイルや公務員の人事記録

（３）利用制限の時期

利用が制限されていた文書はどの時期のものなのか。この時期設定の方法は、３つのカテゴリに大別できる。

第一に、特定の年代に該当するものは利用を制限するという方式である。最も古い年代が設定されたものとしては、陸軍省からの移管文書のうち、1860年以前の士官・下士官の兵役関連のものについて国立公文書館に複写請求があった場合、同省総務局長の承認を必要としたものである。ガイド刊行の時点で90年近くが経過していた文書についても、利用制限が課されていたことになる。もっとも、この方式をとるものの半数は1930年代以降に作られた比較的新しい文書であり、利用制限の対象に19世紀の文書を含むのは全188件のうち1割弱であった。

第二に、文書作成から一定の期間が経過するまでは利用を制限するという方式であり、30年原則の考え方に似たものである。この方式をとるものは1割以下であった。具体的には、国務省関連の資料群が25年間、司法省関係の資料群が40年間の期間を設定している。シークレット・サービスの文書は50年間となっている。

第三のカテゴリは、特定の期間を設定しないものであり、これが全体の半数近くとなっている。これらの文書をいずれ一般公開することは想定されず、利用制限は永久に継続するものと考えられていたことになる。

（４）利用のための条件

利用制限文書は、どのような条件を満たせば利用できたのか。全体の8割以上を占めるのは移管元機関などの許可を必要とするものであり、許可が下りれば、政府外部の一般人も利用できる道が開かれていたことになる。もっとも、実際に利用申請がどの程度許可されていたかについては、ガイドでは確認することができない。なお、移管元

機関しか利用できないとするものも3件ある。

複数の類似する機関の文書に、共通の条件が設定されている場合もある。最も頻繁にみられるのは陸軍関係の諸機関から移管された人事関連文書であり、これらの利用の可否は陸軍省総務局長が一括して判断する。これとは別に、陸軍省・海軍省関係機関の場合は、1941年6月30日以降の文書について、各省の関係部署または特別な許可を得た者のみに利用を許可するものが多い。

その他、政府機関のみが利用できるもの、あるいは政府機関による公務上の利用のみを許可するものが約2割となっている。

移管元機関ではなく、国立公文書館の特別な許可によるとするものも少数ながらあり、大統領が署名せず発効しなかった法案に関する1933年以降のホワイトハウスの文書、戦時情報局のオフレコ記者会見資料などがある。

以上の分析からは、大まかに次のような傾向をみてとることができるだろう。国立公文書館の所蔵資料のうち、利用が制限されるものは限定されていた。これらの利用制限は、個別文書ごとではなくレコードグループやシリーズといった一定数の文書群単位で課されており、このような集散的・包括的な管理方式は、同館における検索手段作成の方法論とも一致している。利用が制限される時期については、限定しているものとしていないものがほぼ拮抗していた。移管元機関等の許可を要件とした上で、民間人の利用への道を開いていたものが大半を占めていた。このように、現在からみれば各種の限界はあったものの、少なくとも利用が制限される文書群の存在や概要・利用条件が、ガイドという出版物によって公表されていたことは、利用制限資料の将来的な公開に向けた同館の姿勢を示す証左といえる。

4. フランクリン・ルーズベルト大統領文書の公開

米国国立公文書館における秘密情報の公開を考える際には、同館設立時の大統領フランクリン・ルーズベルトが、自らの所有する資料を保存・公開する施設として「大統領図書館」(Presidential Library)を設立したことを見落とすわけにはいかない。その後、大統領が退任するたびに設置された大統領図書館の存在は、極秘文書を含む政権トップの公文書を、国立公文書館の管轄下で確実に保存し、退任から数年後には公開を開始するシステムの確立に寄与してきた⁽²³⁾。以下では、このシステムの嚆矢となったルーズベルトの図書館が、いかに構想され、その所蔵資料の利用制限がいかに考えられていたのか、検討したい。

4.1 ルーズベルト図書館の設立構想

ルーズベルト大統領は1938年12月10日、ニューヨーク州ハイドパークにある家族の所有地に「図書館」を建設し、そこに自身の公務に関する文書及び個人的な文書を保存する計画を発表した。

計画では、彼がニューヨーク州の上院議員となった1910年以降の彼自身の文書のほか、彼が収集していた米国海軍初期の歴史的な文書、ハイドパーク周辺地域の歴史に関する文書、米国の艦船の図面・絵画・模型のコレクション、そして膨大な蔵書が図書館に収蔵されるとしている。大統領はまた、自身だけでなくルーズベルト政権の関係者からの一次資料の寄贈も受け入れると声明した。さらに、建設した図書館とその所蔵資料は連邦政府に寄贈し、米国国立公文書館長の下で管理することを提案している⁽²⁴⁾。そして、これらの資料が「一体として元の状態のまま保存され、将来の研究者がこの場所で利用できるようにすることが私の願いである」と語った⁽²⁵⁾。

これはルーズベルトと研究者との協議の結果生まれたプランであった。国立公文書館の設立に尽力した前述のリーランドらによる研究者のグルー

プは、歴史的な資料を1つの施設（国立公文書館など）に全て集中するよりも分散保存の方が安全であること、しかし文書の重要性を考慮して私立の施設ではなく連邦政府の管轄とすることなどを提言した。ルーズベルトは図書館に自らの名を冠することに反対したが、研究者らは、既存の類似施設には主要な寄贈者の名が入っていること（スタンフォード大学のフーバー研究所図書館など）を根拠に説得したという⁽²⁶⁾。なお、この時点では大統領就任以前の文書が主要な保存対象であるためか、「大統領」(Presidential)の語は館の名称に含まれていない。

ルーズベルトの提案を実現すべく、「フランクリン・D・ルーズベルト図書館財団」が設立され、連邦議会に関連決議が提出された。そこでは、図書館とその所蔵資料は、国立公文書館と同じように管理することが規定され、政府は必要な資金を拠出するものとしている。この提案は1939年7月18日、上下両院合同の決議として成立した⁽²⁷⁾。図書館の建設費は2万8千人以上の市民の寄付によって賄われたという。完成した図書館は、翌年の建国記念日である7月4日に政府に寄贈された。開館時点では一次資料の閲覧体制は整えられていなかったが、建物や展示スペースの見学は一般市民にも許されている⁽²⁸⁾。

4.2 三人委員会の任命

ルーズベルトは、公文書を含めた図書館の資料は公開を原則とする意思を示していたが、その中には、直ちに公開しても差し支えない文書のほか、秘密にしておくべき文書、彼と家族の個人的な文書が含まれていた。同館所蔵資料の一般閲覧を開始するにあたっては、これらの取り扱いを検討し、あらかじめ点検・審査を行う必要があった。

ルーズベルトは1943年7月16日、図書館長フレッド・シップマン(Fred W. Shipman)に宛てて、この問題に関する覚書を出している。そこでは、

個人・秘密ファイルを、「一般公開されないもの」「一定の期間は非公開とすべきもの」「家族に関するものであるため家族が保管すべきもの」に自ら区分するつもりであるという意味を表明する。そして、もし自らがこの区分作業を行えない場合は、3名からなる委員会（三人委員会）がこの区分を実施することを望むとしている。指名された3名は、いずれも彼の旧知の人々であった⁽²⁹⁾。ここで、個人・秘密ファイルであっても、一定期間が経過した後は公開が可能となるというカテゴリを提示している点は注目に値する。

ルーズベルトは1年9ヶ月後の1945年4月に急逝した。彼の死去に伴い、この時点で既に図書館に移されていた過去の文書・資料に加えて、ホワイトハウス等にあった大統領在任中の文書が図書館に移されている。これら最近の文書も含め、図書館が管理することとなった膨大な資料群の中から個人・秘密ファイルの有無を調査し、彼が示した3つのカテゴリに沿って区分する作業が「三人委員会」の手に委ねられたのである。ただし、3人のうちの1人は間もなく死去しており、実質的な作業は図書館スタッフの支援も受けながら進められた。

4.3 利用規則の制定と資料公開

以後、利用制限に関する審査は続けられていくが、その進展は芳しくなかった。ルーズベルト死去から約1年後の1946年5月には、懸案であった図書館資料の閲覧公開が開始されたが、この段階での公開資料の点数はごくわずかであったという。

審査と並行して、ルーズベルト図書館が所蔵する歴史資料の保管・保護・利用に関する規則が検討され、1947年9月19日に成立した。ここでいう「歴史資料」(historical material)には、図書、往復文書 (correspondence)、文書 (papers)、パンフレット、芸術作品、模型、絵画、写真、図面、地図が含まれており (§ 31. 1(f))、この「図書館」

が所蔵する資料の多様性を示している。これら歴史資料は公開を原則としつつも、「その公開が米国の国益または安全保障を損なう情報」「図書館が歴史資料を受け入れた際の条件に反する情報」「適切な基準に反する情報（公益上その公開を要する場合を除く）を含む歴史資料」は公開しないこととなっている (§ 31.4)⁽³⁰⁾。

ルーズベルト図書館は1950年3月17日、本格的な資料公開を開始する。この時点で、ルーズベルト大統領文書の約85%が公開されることとなった。同館の年報は、「米国の歴史において、大統領が自らの文書を国家に残していくのは初めてのことである。同様に、大統領の文書がその退任から5年で公開されるのも初めてのことである」⁽³¹⁾と、同時代文書の速やかな公開という点に格別の意義を見出している。

1955年8月、大統領図書館法 (Presidential Libraries Act) が成立し、同法の規定に基づいて1957年にはトルーマン大統領図書館が誕生している。大統領の文書を保存・公開する「図書館」の設置はルーズベルト一代限りで終わることなく、米国独自のアーカイブズ・システムとして以後も継続することになった。

5. 機密指定解除・格下げの促進

秘密情報の中でも、特に国家安全保障に関する情報の機密指定やその解除の制度は、第二次世界大戦期から繰り返し出された大統領令によって定められてきた。以下ではこれら的大統領令を中心に、国立公文書館がいかに利用制限の問題に関与してきたかについて検討したい。以下ではまず、同館における機密指定資料の公開の前提となる、機密指定の解除または格下げを促進するための措置がいかに講じられてきたかをみていく⁽³²⁾。

5.1 大戦直後の動き

第二次世界大戦末期の1945年4月、ルーズベ

ルトの後を継いで大統領に就任したトルーマンは、終戦の後、急増していた戦時政府機関の廃止・縮小という課題に取り組むことになる。その過程では、戦時中の公文書や廃止された機関の文書の処分（国立公文書館への移管を含む）が進められるとともに、機密指定を受けた文書の取り扱いが問題となった。

第二次世界大戦中は、前述した1940年の大統領令8381号に基づき、軍事・外交上の機密情報が大量に指定されていた。戦後になると、この機密指定の解除（declassification）、または「秘密」から「制限」へ変更するなどの機密レベル格下げ（downgrading）が課題とされるようになる。

国務省・陸軍省・海軍省調整委員会の安全保障諮問会議は、1947年2月に「機密の指定・解除・格下げに関する手順」と題するパンフレットをまとめている。それによれば、従来は「機密のレベル設定が高すぎる方が、低すぎてリスクを冒すよりも安全である」という考えのもと、規則もよく読まずに機密指定がなされることも少なくなかった。そのため、公開可能な文書、適切な保存施設へ移管したい文書を抱える政府職員は、戦時中にしばしばなされた不注意な機密指定に悩まされているとして、指定レベルの適正化は機密指定担当者の責務であると指摘する。

しかし、機密指定の解除や格下げの手順を確立するのは極めて困難であるとして、当初は個別事例に即して検討を進め、前例を蓄積していけば作業が迅速化するだろうとしている⁽³³⁾。ここにみられるように、この時点では指定解除・格下げの経験やノウハウが不足しており、本格的な取り組みは今後を待たねばならない状況であった。

5.2 自動機密解除の導入

1951年9月24日、トルーマンは大統領令10290号を出した。この大統領令は、機密の保護と同時にその指定解除の促進を図る仕組みを導入しており、その中でも「自動機密解除」（automatic

declassification）の制度が導入されたことに特色がある。

この大統領令の目的は、全ての行政機関に統一的に適用される標準と手順を定めることにあった。また、過剰な機密指定や文書伝達の無用な遅延を回避すべく、機密の指定は必要最小限にすべきとしている（§ 25-b）。

指定解除・格下げについて、指定担当者は、一定の事象が終わり、または一定の期日を経過した後は、実行可能な限りにおいて、機密指定の解除または格下げをするものとした（電信を除く）。これは、事象の終了または期日の経過という条件が整えば、個別の状況などを考慮することなく、「自動的に」機密が解除・格下げされるという制度であるため、自動機密解除方式と称される（§ 28-a）。これは機密指定の無用な継続をストップするための画期的な制度であったが、「実行可能な限りにおいて」という条件が付されていることもあり、この時点ではあまり実効性をもつものとはならなかった。

なお、自動的方式とは別に、機密指定をめぐる状況が変化した場合に実施できる非自動的な指定解除・格下げの方式も選択肢として残されている（§ 28-b）。また、記録資料の廃棄については、文書処分法（1943年7月制定）の規定に沿った場合のみ廃棄できることに言及しており、これは機密指定されたものにも適用されることになる。具体的な廃棄方法については、焼却など、完全に処理できる手法を機関の長が定めるとしている（§ 35）⁽³⁴⁾。

5.3 歴史研究プロジェクトへの利用

トルーマンに代わって大統領に就任したアイゼンハワーは、陸軍参謀長であった1947年に、陸軍が保有する歴史的な性格を有する情報への研究者のアクセスを拡充し、国の安全を損なわない範囲において、最大限の機密指定解除を進めるよう指示していた⁽³⁵⁾。

彼は大統領に就任した1953年に、大統領令10501号を出している。これはトルーマンによる大統領令10290号を拡大したもので、その冒頭では、米国市民がその政府の活動について情報を得る(informed)ことは不可欠であることを明言している。そして、従来は全ての行政機関に与えられていた機密指定の権限を、国防と関係する機関や人物にのみ限定的に付与することとした(§ 2)。

一方では、非自動的な機密解除・格下げ方式を実施する場合、機密指定機関の同意を得ることを条件として追加した(§ 4(b))。また、機密指定された防衛情報を行政機関外部に配布することについては、機関の長が認可した条件以外の場合は禁止している(§ 7(b))。

また、1つのファイル全体、または物理的に一体となった文書の集合体の機密指定については、その中の最も高いレベルのものに揃えなければならないとしている(§ 3(b))⁽³⁶⁾。個別文書単位ではなくファイル単位での集散的・包括的な機密指定を容認した規定であるが、これは高レベルの機密指定をする必要がない情報に対する過剰な指定をもたらす一因となったとも指摘されている⁽³⁷⁾。

5年半後、アイゼンハワーはこの大統領令10501号を改正する内容の大統領令10816号を定めた(1959年5月7日)。そこでは、歴史研究プロジェクトと関連する業務を遂行する行政機関外部の人物に対し、当該機関が作成した機密指定された防衛情報へのアクセスを認めることができた。ただしその条件として、これらの情報へのアクセスは国家防衛上の利益と明確に一致すること、及びアクセスが認められる人物が信用できることを挙げている。一方では政府機関の長に対し、機密指定情報が出版等によって漏洩しないようにすべく、適切な対策をとるよう指示している⁽³⁸⁾。

5.4 12年後の解除・格下げ

1961年1月に大統領に就任したケネディは、機

密指定の緩和を図るため、前任者による大統領令10501号を改正する内容の大統領令10964号を出した(1961年9月20日)。それによれば、機密指定システムの有効性と完全性を維持し、保護を要しない情報または資料の機密指定を削減するため、機密指定された情報または資料が国防上の利益の観点から現在の保護レベルを必要としなくなった場合、指定解除または格下げをしなければならない。機密指定情報を生み出した機関の長は、国家防衛の観点から可能な限り、指定解除または格下げのために、機密指定情報の継続的な見直しの担当者を指定しなければならないとされた。

ただし、以下の情報については機密指定見直しの対象外となっている。

- ・外国政府または国際機関が作成しており米国政府に管轄権がない情報・資料
- ・原子力エネルギー法などの法令で規定されている情報・資料
- ・諜報活動・暗号など特別な扱いを要する情報・資料
- ・機関の長またはその代理者が極めて機密の情報・資料として個別に指定したもの

この大統領令で重要なのは、自動的な格下げ・解除を促す仕組みを導入した点にある。無期限の機密指定がなされている情報・資料は、最低限の機密指定区分になるまで12年ごとに自動的に格下げしなければならない(ただし自動的に解除してはならない)。それ以外の情報・資料は、最低限の機密指定区分になるまで3年ごとに自動的に格下げし、発出日から12年後に自動的に解除しなければならない、というものである⁽³⁹⁾。自動機密解除の制度を導入した10年前の大統領令10290号は、実効性という点で問題があったのに対して、本大統領令は、12年を区切りとして自動的に格下げ・解除が進められていく仕組みを整えた点が画期的

であった。

6. 非公開期間の設定と国立公文書館

ここまでみてきたように、第二次世界大戦後の米国連邦政府は、機密指定の自動的または非自動的解除・格下げを促進するための方策を講じていくが、これらは機密指定情報を保有する政府機関を包括的に対象としており、国立公文書館のみを対象としたものではなかった。同館は機密指定文書の非公開期間の設定にいかにして関与するようになったのか、以下にみていきたい。

6.1 大戦直後の動き

第二次世界大戦終結から約1年を経た1946年9月25日、トルーマンが出した大統領令9784号は、各政府機関に公文書の国立公文書館への移管や処分スケジュールの策定を促すものであった。ここでは秘密文書について、次のような規定が盛り込まれている。

文書を管理する機関の長が、当該文書中に、その公開が国益または個人の生活を危険にさらす秘密情報を含むと認めた場合、移管をしてはならない。利用を制限する条件が付された情報を含む文書が移管された場合、その利用は当該条件によって継続的に制限されなければならない (§ 5) ⁽⁴⁰⁾

すなわち、秘密情報を含む文書は移管の対象外とした上で、もしそれらが移管された場合は、移管前と同様の条件で利用を制限しなければならないとしたのである。秘密指定の期限やその解除については規定されず、解除の権限が国立公文書館長に付与されることもなかった。

この点について、1948年の国立公文書館処務手引きは、同館が受入済みの文書の機密指定を解除または変更するための作業を大規模に実施するの

は現実的ではないとした。従って、この作業を行うに値するほど頻繁に利用請求がなされる文書のみに限定すべきだとしている ⁽⁴¹⁾。

6.2 「50年原則」の成立

1950年9月に成立した連邦文書法 (Federal Records Act) は、その前年に国立公文書館が共通役務庁 (General Services Administration) の下に統合されたことを踏まえた上で、レコード・マネジメントに関する従来の諸法令を集大成したものであった。しかし新たな内容も盛り込まれており、その中でも利用制限との関連で重要なのが、いわば「50年原則」の条項である。

同法は、公文書に関する利用制限を「移管元機関の長による制限」「法令上その他の制限」「国立公文書館法の規定による制限」に区分した。その上で「法令上その他の制限」について、「共通役務庁長官の指令により、特定部分の文書について制限が引き続き有効であるとする定めのない限り、50年を越えて有効のままとしてはならない」としている。なお、移管元機関の長による制限、国立公文書館法の規定による制限については、1948年改正の国立公文書館法の内容をほぼ受け継いでいる。

また、大統領図書館等に寄贈・寄託される私文書については、25年間、または寄贈者・寄託者の生存中のうち、いずれか長い方の期間、利用を制限することができる。ただし、この制限は寄贈・寄託者またはその遺族によっていつでも解除できるとされている ⁽⁴²⁾。

連邦文書法の制定以降、連邦議会は、行政機関における文書の管理・公開を統制し、国立公文書館への移管や公開を促進するための種々の措置を講じている。上院は1947年、2年前のヤルタ合意やアラブ諸国との交渉に関するフランクリン・ルーズベルト文書の調査を要求したところ、一旦は拒否され、その後一部の閲覧を許可されたこと

があった。また同年、大戦中の財務長官ヘンリー・モーゲンソーが退任時に文書を持ち出したことを契機として、このような行為を制限する立法措置が検討されたこともあった⁽⁴³⁾。これらの経緯から、一部の議員は行政文書の移管・公開の問題に敏感であった。

連邦議会下院は1953年6月、国立公文書館への移管文書のうち、50年が経過した文書以外でも、過去に公開されたことがあれば閲覧することができると決定している⁽⁴⁴⁾。さらに1957年6月には、50年以上経過した連邦文書のうち価値あるものについては、機関の長が現在の業務との関連で自ら保管しなければならないことを証明しない限り、国立公文書館長が移管を指示できる旨の議決がなされた⁽⁴⁵⁾。50年という年限が、例外を認めつつも一定の境界線となっていたことがわかる。

翌1958年、陸軍省は国立公文書館に対し、1946年より前に作成された陸軍文書の指定見直しの権限を認めた。ただし最終的には陸軍の許可が必要であるとしている。これは、ルーズベルト図書館に次ぐトルーマン図書館の誕生、及び陸軍のレコードセンターが国立公文書館の管轄になったことで、管理する機密指定文書が急増したことに対応するためであったという。この権限は1960年6月に拡大され、年代を限定せず、国立公文書館が所蔵する全ての陸軍省文書について同館の権限が認可されている⁽⁴⁶⁾。

6.3 国務省の30年公開

ケネディ大統領の暗殺を受けて1963年11月に大統領に昇格したジョンソンは、機密指定に関する大統領令は出さなかった。しかし彼の政権下では、ケネディによる大統領令10964号の趣旨を受けて、各政府機関において利用制限の緩和が徐々に進められている。

情報自由法が成立した1966年には、米国の外交担当省庁である国務省が文書の公開制度を拡充

している⁽⁴⁷⁾。それによれば、同省の文書公開の可否と範囲は、原則として文書の作成時期に基づいて決まることとなり、その時期は次の3種類に区分された。

第一の時期は「公開期」である。これは現在から遡って30年よりも前（この時点では1936年以前）を指し、この比較的古い時期に生み出された文書は、国立公文書館へ移管した上で公開されることになる。

第二の時期は「非公開期」である。これは国務省が順次編纂・刊行している外交文書集Foreign Relations of the United States (FRUS) に収録済の年よりも後（この時点では1944年以後）を指す。この比較的新しい時期に生み出された文書は一般公開されず、元国務省高官のみが一定の条件の下で閲覧可能である。過去の外交文書は、FRUSの編纂・刊行をもって初めて公開するという同省の方針を示したものといえる。

第三の時期は「利用制限期」である。これは公開期間と非公開期間の間の年代（この時点では1937年～1943年）を指し、この時期に生み出された文書は米国人の研究者と元国務省高官が利用可能である。ただし、利用者が閲覧中にメモした事項は国務省の検閲を受けることになるという⁽⁴⁸⁾。

なお、国務省による文書公開の3ヶ月前には、ワシントンD.C.で国際アーカイブズ評議会（ICA）の臨時大会が開催された。これは米国国立公文書館の招致によるもので、アーカイブズへのアクセス拡大の問題が中心テーマとなっている。大会期間中の作業部会として、「アーカイブズへのアクセス制限の自由化」「文書の刊行に向けた国家プログラム」「参照及び刊行のためのマイクロ複製」「アーカイブズへのアクセス促進のための国際協力」の4つが設けられた。このうち最初のアクセス制限自由化については、各国の意見が一致せず、この時の決議勧告には盛り込まれなかった⁽⁴⁹⁾。だが同大会での議論が契機となり、2年後のスペイン・マドリッド大会で決議されたのが「30年原則」で

あった⁽⁵⁰⁾。

6.4 国立公文書館の権限強化

1972年3月8日、ニクソン大統領による大統領令11652号の発出は、国立公文書館が機密文書の利用制限の緩和にイニシアティブを発揮する重要な契機となった。そのポイントは次の3点である。

第一に、国立公文書館に移管された文書について館長の機密解除権限を明確化したことである。同館が受け入れた機密指定情報・資料は、本大統領令、国家安全保障会議(National Security Council (NSC))を通じて大統領が発出した指令、及び省庁の関連規定に従って、館長が格下げ及び解除を行わなければならないとした(§ 3 (E))。

第二に、同館における体系的見直し(systematic review)制度の導入である。本大統領令の発効日以前に機密指定され、かつ作成から30年以上経過した全ての情報・資料は、その作成から13年後までに、国立公文書館長によって機密解除のための体系的見直しを行わなければならない。その際、館長は上記の規定に従って、省庁の長が特に指定した情報・資料のみを区別して保護する。その場合、省庁の長は機密指定継続の期限を指定しなければならないこととなった(§ 5 (E) (2))。

第三に、大統領図書館資料の機密指定解除である。国立公文書館長は、大統領図書館等で管理する機密指定された情報・資料の見直し及び解除を行う権限を有する。この解除は、寄贈者の寄贈証書の条件、当該主題に関して主な利害を有する省庁への協議、及び本大統領令の規定に従って行われなければならない(§ 11)⁽⁵¹⁾。

この大統領令11652号が出される前には、15ヶ月間にわたり既存の機密解除制度に関する包括的な調査が実施され、そこに国立公文書館が積極的に参画していた経緯があった。この調査の成果に基づき、ニクソンは議会に対し、第二次世界大戦期の文書のうち、依然として機密指定されていた

ものの解除作業に予算をあてるよう要請し、同館内に機密解除部が設置されている⁽⁵²⁾。終戦後の日本占領行政を担った連合国軍総司令部の文書(レコードグループ331)も、このような動きの中で機密解除が進められたものの一部であった⁽⁵³⁾。

また、1年後の大統領令11714号(1973年4月24日)は、省庁間機密指定見直し委員会を設置している。同委員会は、機密指定見直しを行うNSCの支援組織と位置づけられており、大統領の指名する議長、米国国立公文書館長、及び国務省、国防総省、司法省、原子力委員会、中央情報局(CIA)、NSCスタッフの各代表をもって構成されることとなった⁽⁵⁴⁾。当時の国立公文書館長は同委員会の委員長代理の座に就き、イニシアティブを発揮していくことになる。このような経緯は、後に機密指定解除の実施状況を監視する情報保全監察局(Information Security Oversight Office)が、国立公文書館長の下に置かれることになった背景を知る上で重要であろう。

7. おわりに

本稿ではまず、1934年の国立公文書館設立の前後における所蔵資料の利用制限について検討した。同館のアーキビストたちは、基本的に資料の原則公開を志向していたが、第二次世界大戦下では機密の保護が重視され、国家の安全保障にかかわるものとして大量の機密指定がなされている。

しかし、大戦期の米国を率いたフランクリン・ルーズベルト大統領は、自ら保有する歴史的資料を保存・公開する「図書館」を設置した。政権の最高首脳部の公文書を確実に保存し、速やかに公開するという彼の姿勢は、以後の歴代大統領にも引き継がれ、とりわけ、ウォーターゲート事件の影響でニクソン大統領が辞任した後、大統領文書の行方が議論された際に重要な意味を持つことになる。

第二次世界大戦後、米国連邦政府は機密指定の

解除・格下げを促進するための方策を徐々に講じるようになる。特に、「時の経過」に伴って自動的に解除・格下げがなされる手法が導入されたことは重要であった。国立公文書館へ移管された文書の公開判断についても、当初は同館のイニシアティブは限定的であったが、連邦文書法をはじめとする立法や大統領令を経て、次第に権限が強化されていく。

以上にみたように、米国連邦政府における機密指定文書の公開拡大や非公開期間の限定に際しては、歴代の大統領と議会が基本的にこれを支持し、行政機関を統制する法令を相次いで出したことが重要であった。それとともに、この問題に国立公文書館が関与し、一定の権限を獲得するに至った背景を考える上では、単に利用制限の側面のみに着目するのではおそらく不十分である。各機関のレコード・マネジメント業務の支援プログラムや、非現用文書の移管・処分を促進するレコードセンターの存在、さらには政府職員に対するレファレンス・サービスなど、移管元機関との連携強化に向けた同館の多岐にわたる活動全般を総合的に考える必要があるだろう。

本稿では、秘密情報の中でも大きな位置を占めるプライバシーないし個人情報については十分に取り上げることができなかった。1974年には、公的機関を対象としたプライバシー法以外にも、各分野のプライバシー情報を対象とした複数の法律が制定されている。そのうち、アーカイブズ界に特段の影響を及ぼしたのは「家族教育権・プライバシー法」(Family Educational Rights and Privacy Act)である⁽⁵⁵⁾。これは、連邦政府の助成を受ける教育機関を対象に、18歳未満の生徒の両親または18歳以上の生徒本人が、当該生徒に関する記録を閲覧する権利を認めるとともに、これらの非公表を要求することを認めたものである。この法律によって、大学・学校のアーカイブズ機関が保有する生徒の記録を含む文書が、無期限に

非公開となる可能性が生じるようになった⁽⁵⁶⁾。同法の影響を含め、民間や州・地方におけるアーカイブズの利用制限をめぐる展開については別稿を期したい。

残された別の課題として、米国のアーカイブズ専門職の間で、利用制限をめぐる考え方がいかに変容を遂げ、それらが実務上どのような影響を及ぼしてきたのかについても検証が必要である。例えば1973年、米国アーキビスト協会の理事会は「アーカイブズ・古文書所蔵機関における研究資料へのアクセスに関する基準」(Standards for Access to Research Materials in Archival and Manuscripts Repositories)を決定している。そこでは、アーキビストやアーカイブズ機関の責務として、(a) アクセス制限に関する利用者への情報提供、(b) 寄贈者による不合理な制限設定の回避、(c) 全てのアクセス制限への期限の設定、(d) アクセス制限の定期的見直し、の4点が提唱された⁽⁵⁷⁾。ここに示されたような利用制限をめぐるアーキビストたちの議論の経緯と、米国連邦政府の法制度・システムとの相互関係についても更なる解明が必要である。

※本稿は、科学研究費助成事業（基盤研究（C））「近現代アーカイブズにおける秘密情報保護と公開促進の両立に向けた研究」（課題番号15K00467）による成果の一部である。

〔註〕

- (1) 箕作元八；田中義成. 明の王太后より羅馬法王に贈し論文. 史学雑誌. 1892, vol. 37, no. 4, p. 52-53.
- (2) 安藤正人；久保亨；吉田裕編. 歴史学が問う公文書の管理と情報公開：特定秘密保護法下の課題. 大月書店, 2015, 273p.
- (3) 情報自由法については、宇賀克也. 情報公開法：アメリカの制度と運用. 日本評論社, 2008, 343p.

- (4) プライバシー法については、石井夏生利. 個人情報保護法の理念と現代的課題：プライバシー権の歴史と国際的視点. 勁草書房, 2008, 582p.
- (5) 例えば、ゲーリー・M・スターン. 公文書館記録の開示及び利用審査. アーカイブズ. 2006, no.23, p. 1-18.／仲本和彦. 研究者のためのアメリカ国立公文書館徹底ガイド. 凱風社, 2008, 229p.
- (6) 例えば、Geselbracht, R. H. The origins of restrictions on access to personal papers at the Library of Congress and the National Archives. *American Archivist*. 1986, vol. 49, no. 2, p. 142-162.
- (7) 例えば、小川千代子. 情報公開の源流：30年原則とICA. 岩田書院, 1996, 116p, (岩田書院ブックレット, 1) .
- (8) Leland, Waldo Gifford. The National Archives: a programme. *American Historical Review*. 1912, vol. 18, no. 1, p. 27.
- (9) 48 Stat. 1122-1124.
- (10) National Archives. Annual report of the Archivist of the United States for the fiscal year ending June 30 1936. Government Printing Office, 1937, p. 53.
- (11) Rules and regulations for the reference room, 1935/9/25; Office of the Archivist, Director of Archival Service: general records; Records of the National Archives and Records Administration, Record Group 64(RG64); National Archives at College Park, College Park, Maryland.
- (12) Rules and regulations for the use of records, 1936/12/18; Office of the Archivist, Director of Archival Service: general records; RG64.
- (13) Manual of procedures, 1940/6; Dorsey William Hyde Papers; Library of Congress Manuscript Division, Washington D.C.
- (14) Manual of information about the National Archives for government officials: Preliminary edition. National Archives, 1941, p. 16.
- (15) Executive Order 8381. Defining certain vital military and naval installations and equipment.
- (16) 文書管理事業については、坂口貴弘. 米国における記録管理概念の拡張と変容：エメット・リーヒーの活動を中心に. レコード・マネジメント. 2012, no. 62, p. 3-22.
- (17) Report on document security, 1944/6; War Records Section and Committee on Records of War Administration; Records of the Office of Management and Budget, Record Group 51(RG51); National Archives at College Park, College Park, Maryland.
- (18) 62 Stat. 1026.
- (19) National Archives. Guide to the records of the National Archives. Government Printing Office, 1948, 684p.
- (20) レコードグループ概念の形成については、坂口貴弘. 輸入学問からその先へ：アーキビスト協会設立前後の米国におけるアーカイブズ原則の受容. アーカイブズ学研究. 2014, no. 21, p. 55-74.
- (21) National Archives. “Appendix B: restrictions on the use of records” . Guide to the records of the National Archives. Government Printing Office, 1948, p. 592.
- (22) Schellenberg, T. R. Modern archives: principles and techniques. University of Chicago Press, 1956, p 225-231.
- (23) 大統領図書館については、藤野寛之. アメリカ合衆国大統領図書館：設立の経緯とその文化・教育的意義. サピエンチア. 2008, no. 42, p. 87-102.
- (24) National Archives. Annual report of the Archivist of the United States as to the Franklin D. Roosevelt Library for the fiscal year ending June 30 1940. Government Printing Office, 1941, p 1-2.
- (25) National Archives. Annual report of the Archivist of the United States as to the Franklin D. Roosevelt Library for the fiscal year ending June 30 1941. Government Printing Office, 1942, p. 16.

- (26) Connor, R. D. W. The Franklin D. Roosevelt Library. *American Archivist*. 1940, vol. 3, no. 2, p. 81-92.
- (27) National Archives. Annual report of the Archivist of the United States as to the Franklin D. Roosevelt Library for the fiscal year ending June 30 1940. Government Printing Office, 1941, p. 4-7.
- (28) National Archives. Annual report of the Archivist of the United States as to the Franklin D. Roosevelt Library for the fiscal year ending June 30 1941. Government Printing Office, 1942, p. 2.
- (29) Leland, Waldo Gifford. The creation of the Franklin D. Roosevelt Library: a personal narrative. *American Archivist*. 1955, vol. 18, no. 1, p. 28.
- (30) National Archives. Annual report of the Archivist of the United States as to the Franklin D. Roosevelt Library for the fiscal year ending June 30 1947. Government Printing Office, 1948, p. 16.
- (31) General Services Administration. Annual report on the National Archives and Records Service from the annual report of the Administrator of General Services for the fiscal year ending June 30 1950. Government Printing Office, 1951, p. 69.
- (32) 米国の秘密保護法制については、岡本篤尚. 国家秘密と情報公開：アメリカ情報自由法と国家秘密特権の法理. 法律文化社, 1998, 382p./永野秀雄. 米国における国家機密の指定と解除：わが国における秘密保全法制の検討材料として. 人間環境論集. 2012, vol. 12, no. 2, p. 1-102.
- (33) Classification, declassification, and downgrading procedures; War Records Section and Committee on Records of War Administration; RG51.
- (34) Executive Order 10290. Prescribing regulations establishing minimum standards for the classification, transmission, and handling, by departments and agencies of the executive branch, of official information which requires safeguarding in the interest of the security of the United States.
- (35) McCoy, Donald R. The National Archives: America's ministry of documents, 1934-1968. University of North Carolina Press, 1978, p. 200.
- (36) Executive Order 10501. Safeguarding official information in the interests of the defense of the United States.
- (37) 岡本篤尚. 国家秘密と情報公開：アメリカ情報自由法と国家秘密特権の法理. 法律文化社, 1998, p. 276.
- (38) Executive Order 10816. Amendment of Executive Order No. 10501 of November 5, 1953, relating to safeguarding official information in the interests of the defense of the United States.
- (39) Executive Order 10964. Amendment to Executive Order 10501—safeguarding official information in the interests of the defense of the United States.
- (40) Executive Order 9784. Providing for the more efficient use and for the transfer and other disposition of government records.
- (41) Handbook of procedures. National Archives and Records Service, 1954, p. V-601.03.
- (42) 64 Stat. 578.
- (43) McCoy, Donald R. The National Archives: America's ministry of documents, 1934-1968. University of North Carolina Press, 1978, p. 202-204.
- (44) News notes. *American Archivist*. 1954, vol. 17, no. 1, p. 73.
- (45) McCoy, Donald R. The National Archives: America's ministry of documents, 1934-1968. University of North Carolina Press, 1978, p. 258.
- (46) Ibid, p. 337-338.
- (47) Access to departmental records (Department of State for the press, no. 183), 1966/4/9; N'1.3.0.14-1; 諸外国記録及び文書整理法関係（在本邦外国公館を含む）米国関係 第2巻；外務省外交史料館.

- (48) 国務省記録の閲覧許可等について (調査), 1968/7/9 ; N'1.3.0.14 ; 諸外国記録及び文書整理法関係 (在本邦外国公館を含む) ; 外務省外交史料館.
- (49) Rieger, Morris. Archives for scholarship: The Washington Extraordinary Congress of the International Council on Archives. *American Archivist*. 1967, vol. 30, no. 1, p. 81-89.
- (50) 30年原則の成立に関する日本語文献としては、小原由美子. ICA30年原則制定の背景. *アーカイブズ*.. 2011, no. 44, p. 54-60.
- (51) Executive Order 11652. Classification and declassification of national security information and material.
- (52) Walch, Timothy ed. *Guardian of heritage: essays in the history of the National Archives*. National Archives and Records Administration, 1985, p. 69.
- (53) 福島鑄郎. 接收公文書返還の周辺. *出版研究*. 1975, no. 6, p. 211-249.
- (54) Executive Order 11714. Amending Executive Order No. 11652 on classification and declassification of national security information and material.
- (55) 20 U.S.C. § 1232g.
- (56) Peterson, Gary M.; Peterson, Trudy Huskamp. *Archives & manuscripts: law*. Society of American Archivists, 1985, p. 43.
- (57) Holbert, Sue E. *Archives & manuscripts: reference & access*. Society of American Archivists, 1977, p. 28-29.